

令和2年第5回睦沢町議会臨時会会議録

令和2年11月27日（金）午前9時開会

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 米倉英希 | 2番 | 島貫孝 |
| 3番 | 小川清隆 | 4番 | 酒井康雄 |
| 5番 | 丸山克雄 | 6番 | 久我眞澄 |
| 7番 | 伊原邦雄 | 8番 | 久我政史 |
| 9番 | 田邊明佳 | 11番 | 中村勇 |
| 12番 | 市原重光 | 13番 | 麻生安夫 |
| 14番 | 今関澄男 | | |

欠席議員（1名）

10番 中村義徳

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|------|------------------|------|
| 町長 | 田中憲一 | 副町長 | 高橋正一 |
| 総務課長 | 中村幸夫 | 総務課副課長兼 財政政班長 | 秋葉秀俊 |
| 総務課主査兼 総務班長 | 池澤竜二 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 手塚和夫 | 書記 | 麻生健介 |
| 書記 | 土田亨 | | |

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件

日程第 3 議席の一部変更

日程第 4 議案第 1 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（今関澄男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第5回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（今関澄男君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、中村義徳議員より欠席の報告がありましたので、ご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（今関澄男君） 次に、本日の臨時会に係る議会運営委員会が本日8時半から開催されました。

内容につきまして、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

本日午前8時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました令和2年第5回睦沢町議会臨時会に係る日程等についての協議であります。

協議の内容について、お手元に配付の日程によりご説明申し上げます。

提出議案などについては、議案2件、発議案1件であります。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（今関澄男君）　ここで、田中町長からご挨拶があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君）　おはようございます。

本日は、令和2年第5回睦沢町議会臨時会の招集をお願いしたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

令和2年も残すところ1か月余りとなりましたが、議員各位におかれましては、日頃より町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日提出いたします議案でございますが、民間事業所で直近1年間において支払われた賞与等については公務員の支給月数を下回っているとの調査結果から、令和2年人事院勧告等に基づく特別職及び一般職の期末手当について、それぞれ支給月数を0.05月分引き下げる条例改正となります。手当等について引き下げる場合は基準日より前に条例制定しておく必要があることから、本日の臨時議会をお願いしたところであります。

議案については慎重審議の上、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（今関澄男君）　ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今関澄男君）　これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。

3番、小川清隆議員、4番、酒井康雄議員、を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（今関澄男君）　日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日とすることに決定しました。

◎議案第1号、議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 日程第3、議案第1号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長(田中憲一君) 議案第1号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年人事院勧告及び令和2年千葉県人事委員会の職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行うものです。

内容としましては、期末手当の率を、年間0.05月分引き下げるものです。

第1条につきましては、今年度の期末手当の率の引下げを行うもので、12月の期末手当において当該手当の率を0.05月分引き下げるものであります。

第2条につきましては、来年度の期末手当の率に係るもので、6月期及び12月期の支払い割合を均等にし、期末手当の率を2.225月とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年人事院勧告、令和2年千葉県人事委員会の職員の期末手当及び勤勉手当

に関する報告及び勧告により、期末手当について一部改正を行うものです。

第1条につきましては、令和2年度における期末手当の率の引下げについてであります。

人事院勧告によると、民間の賞与等の特別給が国家公務員等の期末手当、勤勉手当の年間支給月数4.50月を下回っているため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当の年間の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とするため、期末手当の率の引下げを行うこととしています。このことから、本町でも国及び県に準じ、引下げを行うものです。

本町の期末手当について、年間0.05月分引き下げることとし、本年度においては12月期の期末手当の率を改正するものです。

第2条につきましては、令和3年度以降の期末手当の率についてで、第1条におきまして12月期のみで0.05月分引下げを行ったことから、来年度以降は6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を1.275月とするものであります。

第3条、第4条につきましては、任期付職員のうち特定任期付職員についても同様に、第3条で期末手当の引下げを行い、第4条では、来年度以降の期末手当の支給割合を均等にするため、率の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

まず、最初に、議案第1号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

最初に、議案第1号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第5、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

田邊明佳議員。

○9番（田邊明佳君） 発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じ、特別職及び一般職の期末手当等が引き下げられることを受けまして、議案第1号と同様に、睦沢町議会議員の期末手当の率を0.05月分引き下げるものです。

第1条については本年度に係るもので、12月の期末手当において期末手当の率を0.05月分引き下げるものです。

第2条については来年度に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を2.225月とするものです。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提出者の説明を終わります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（今関澄男君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回睦沢町議会臨時会を閉会します。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前 9時19分）